

横浜市医療局病院経営本部物品及び役務検査事務取扱規程を次のように定める。

横浜市医療局病院経営本部物品及び役務検査事務取扱規程

(趣旨)

第1条 医療局病院経営本部が発注する物品の買受け、物品の製造の請負及び役務の提供に係る契約(以下「契約」という。)に係る検査の取扱いについては、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(検査の種類)

第2条 検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 中間検査 横浜市医療局病院経営本部契約規程(平成17年3月病院経営局規程第32号。以下「契約規程」という。)第103条第1項(第121条及び第122条第2項において準用する場合を含む。)に規定する検査
- (2) 部分検査 契約規程第104条第2項(第122条第2項において準用する場合を含む。)の引渡しに係る同規程第105条第1項(第122条第2項において準用する場合を含む。)に規定する検査及び当該検査に係る同規程第106条第1項(第122条第2項において準用する場合を含む。)に規定する再検査並びに同規程第119条第4項及び第5項に規定する検査及び同規程第121条において準用する同規程第97条第2項前段に規定する検査
- (3) 完了検査 契約規程第104条第1項(第122条第2項において準用する場合を含む。)の引渡しに係る同規程第105条第1項(第122条第2項において準用する場合を含む。)に規定する検査及び当該検査に係る同規程第106条第1項(第122条第2項において準用する場合を含む。)に規定する再検査並びに同規程第118条第2項及び第3項に規定する検査

(検査員の任命)

第3条 医療局病院経営本部の職員である契約規程第68条第1項に規定する検査職員等(以下「検査員」という。)は、病院事業管理者が検査に必要な知識又は技能を有する所属職員のうちから任命する。

2 病院事業管理者は、必要があると認めるときは、その検査に必要な知識と能力を有する所属職員以外の横浜市職員に検査を依頼することができる。

(検査の実施)

第4条 検査は、綿密かつ公平に行わなければならない。

2 検査員は、検査を実施したときは、病院事業管理者が定めるところにより、その内容を記録しなければならない。

(立会い)

第5条 病院事業管理者は、検査員が検査を行うときは、当該契約の履行を検査する検査員以外の所属職員(以下「担当職員」という。)及び契約の相手方又はその代理人を立ち合わせなければならない。ただし、契約の履行場所、履行時刻等により担当職員を立ち合わせることが極めて困難な場合で、担当職員が立ち会わなくても検査の執行に支障がないと認められるときは、担当職員の立会いを省略することができる。

2 前項の場合において、契約の相手方又はその代理人が立会いに応じないときは、検査員は、契約の相手方又はその代理人が立ち会わないまま検査を行うことができる。

(検査の中止等)

第6条 検査員は、次の各号の一に該当する場合は、検査を中止しなければならない。

(1) 契約の相手方又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨害したとき。

(2) その他契約の履行に重大な欠陥があると認められるとき。

2 検査員は、前項の規定により検査を中止したときは、直ちにその旨を病院事業管理者に報告しなければならない。

(不合格の場合の措置等)

第7条 病院事業管理者は、検査員による検査の結果、不合格と判定された場合で、必要があると認めるときは、契約の相手方に修補、再履行その他の措置を命じなければならない。

(検査事務の一部の省略)

第8条 病院事業管理者は、契約の内容を考慮して認めた契約に係る検査については、この規程に定める検査事務の一部を省略することができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、病院事業管理者が定める。

附 則

この達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この達は、平成24年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の横浜市病院経営局物品及び役務検査事務取扱規程の規定は、この規程の施行の日以後に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月病院経営局達第1号)

この達は、平成27年4月1日から施行する。